

令和4年度事業計画

1 基本方針

令和3年4月に改正「高齢者等の雇用の安定等に関する法律」が施行され、70歳までの就業機会の確保が事業主の努力義務とされました。シルバー人材センターについても、地域に密着した就業機会を提供し、高齢者の社会参加を促進するとともに、生きがいの充実や健康の増進等により、生涯現役で働き続けることができる社会の実現を図ることが求められています。その一方で、当センターでは、長引くコロナ禍により、事業実績等に大きな影響を受けてきました。特に会員数の減少は、事業存続の問題に関わるものであり、その対策が急務となります。

こうした状況の中、広報活動を強化しつつ、商工会議所等の各種団体の協力を得て、企業退職予定者への働きかけをするとともに、女性部会を通じて女性の入会促進を図り、併せて就業機会の確保にも積極的に取り組んでいきます。また、技能講習及び安全・適正就業講習等を実施し、後継者の確保育成や会員が安全に就業できる安全対策を講じていきます。

2 シルバー人材センター事業

(1) 就業機会提供事業

当センターは、足利市内の60歳以上の不特定多数の高齢者に対し、次の形態で「臨時的かつ短期的又は軽易な業務」に係る就業の機会を提供します。

① 請負・委任

民間や公共から請け負った仕事について、60歳以上の高齢者で当センターの会員である者に対し「請負・委任」の就業形態により提供します。

② 労働者派遣

公益財団法人栃木県シルバー人材センター連合会（以下「連合会」という。）と労働者派遣事業実施に関する協定を締結し、派遣労働を希望する60歳以上の高齢者で当センターの会員である者に対して、「臨時的かつ短期的又は軽易な業務」に係る派遣労働を提供します。

③ 職業紹介

連合会と職業紹介事業実施に関する協定を締結し、60歳以上の求職者に対して、「臨時的かつ短期的又は軽易な業務」に係る雇用就業を紹介します。

④ 指定管理者

足利市と老人福祉センター（東幸楽荘、西幸楽荘及び北幸楽荘）の管理に関する基本協定を締結し、60歳以上の高齢者で当センターの会員である者に対し「請負・委任」の就業形態により提供します。

(2) 就業機会確保事業

当センターは、60歳以上の高齢者に対して「臨時的かつ短期的又は軽易な業務」に係る就業機会を確保するために、次の事業を実施します。

① 普及啓発事業

当センターが不特定多数の高齢者の就業機会を確保するための広報活動に努めるとともに、働く意欲のある高齢者の入会促進と高齢者に適した業務を募集します。

ア 対象

- 入会促進 足利市内の一般市民
- 業務募集 足利市内の一般家庭、事業所等及び公共団体

イ 入会促進

入会説明会の随時実施、ホームページでの入会案内の掲載及び既存会員による入会募集の口コミ運動に加え、定期的な出張相談窓口を公的機関等に開設します。また、商工会議所等の各種団体の協力を得て、企業退職予定者への働きかけを行うとともに、女性部会員による女性会員の勧誘活動に努めます。

ウ 業務募集

既存会員による業務募集の口コミ運動と伴に、業務募集記事をホームページに掲載します。

エ 普及啓発促進月間

10月1日から31日までを普及啓発促進月間と定め、地域班役員による地区別の事業の普及啓発活動を実施するとともに、役員による街頭における広報活動や会員による地域貢献活動（清掃奉仕）を実施します。

② 後継者育成事業

ア 技能作業や屋外作業等に従事する就業会員の高齢化に伴う後継者不足に対し、他の職種から転換可能な既存会員の発掘に努めます。

イ 技能等を習得している高齢者の入会促進に努めます。

③ 安全・適正就業推進事業

事故のない安全な就業の推進を図るとともに、受注した仕事については法令を遵守した就業となるよう次の取り組みを行います。

ア 対象

60歳以上の高齢者で当センターの会員である者

イ 安全・適正就業推進パトロール

就業する会員の安全確保のため、安全・適正就業推進委員による抜き打ちで安全パトロールを実施します。

ウ 適正就業の取組

会員に対して就業の機会を平等に提供するため、「共働・共助」の理念に基づき、仕事を分かち合うための取り組みを強化し、就

業機会の均衡と適正就業の推進に努めます。

④ 就業開拓事業

企業、業界団体等の民間及び自治体などの公共機関から高齢者に相応しい仕事の受注を確保するため、次の取り組みを行うことにより就業先の拡大を図ります。

ア 対象

足利市内の事業所等、一般家庭及び公共団体

イ 開拓計画

年間を通しての役職員による就業開拓及び地域班組織を活用した就業開拓に努めます。

⑤ 指定管理事業

高齢者の趣味の多様化に対応するため、地域老人福祉の拠点としての役割と住民サービスの向上に努めるとともに、福祉事業を担う老人福祉センター（東幸楽荘、西幸楽荘及び北幸楽荘）の効率的・効果的な運営に努めます。

⑥ 記念事業

当センターが、令和4年1月23日に設立40周年を迎えたことから、令和4年度に設立40周年記念事業（記念表彰及び記念誌の発行等）を展開します。

3 法人運営

定款に定める当センターの事業目的に沿って運営できるよう、次の会議を開催します。

(1) 理事会

事業執行状況や会員の入会承認など当センターの事業運営にとって重要な案件を審議・決定するために開催します。

(2) 定時総会

事業報告及び決算など当センターの事業運営にとって重要な案件を審議・決定するために、事業年度終了後3ヶ月以内に開催します。

(3) 中長期計画

持続可能な財政基盤の確立に努めるため、令和5年度を始期とし、令和9年度を目標年度とした「中長期計画」を策定し、より効率的・効果的な運営に取り組みます。